

# 特定非営利活動法人e-とちぎ 定款

## 総則

### 【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 e-とちぎ と称する。英文では、e-Tochigi と表示する。

### 【事務所】

第2条 この法人は、事務所を栃木県宇都宮市に置く。

## 目的及び事業

### 【目的】

第3条 この法人は、地域社会の活性化ならびに健全化を図ることを目指し、さまざまな活動分野において、ツールとしての ICT を活用し、活動主体として、あるいは協働者、支援者として、市民・各種団体・企業・学術研究機関・行政など、地域を構成する全ての情報化を推進し、また、ツール、ビジネスモデルなどを開発、提供し、さまざまな情報流通の活性化、人的交流や社会参加を促進することで、まちづくりの推進、子どもの健全育成、社会教育の推進、文化、芸術又はスポーツの振興、環境の保全、経済活動の活性化、職業能力の開発または雇用機会の拡充支援、保健、医療又は福祉の増進などを図り、自立した市民による継続的な自律コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

### 【活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条別表に基づく）を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 【事業の種類】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 活動主体としての市民・各種団体・企業・学術研究機関・行政など、地域を構成する全ての情報化及び啓発事業
- (2) 市民活動の広報、情報発信を支援し、活動の連携・活性化を図る連携促進事業

- (3) 地域情報の電子化とその共有、及び活用に関する研究・実践事業
- (4) 自立した市民による継続的な自律コミュニティに必要となるビジネス開発事業
- (5) 市民活動の情報化を支援し、本来の活動を活性化する協働・支援事業
- (6) 地域の情報化を地域の人材が支える環境を実現する人材育成事業

## 会員

### 【種別】

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

(1) 正会員

この法人の趣旨に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人または団体。

(2) 賛助会員

この法人の趣旨に賛同して入会し、この法人の事業を賛助、後援する個人または団体。

(3) 特別会員

特にこの法人の発展に寄与し、正会員の推薦により理事会で決定した者。

### 【入会】

第7条 正会員および賛助会員の入会について、特に条件は定めないが、主体的に諸事業に参画、あるいは協働する意欲のある者が望ましい。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事会が別途定める規則に従って代表理事に入会を申請しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

### 【入会金及び会費】

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 【会員の資格の喪失】

第9条 会員が次の各号に一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払いの意志がないと認定したとき。
- (4) 除名されたとき。

### 【退会】

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

### 【除名】

第 1 1 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【拋出金品の不返還】

第 1 2 条 既に納入した入会金、会費その他の拋出金品は、返還しない。

## 役員・職員

【種別及び定数】

第 1 3 条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、代表理事を1名、副代表理事を1名以上2名以内、専務理事を1名以上置くことができる。

【選任等】

第 1 4 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 特定非営利活動促進法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事または職員を兼ねてはならない。

【職務】

第 1 5 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事はこの法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### 【任期等】

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 【欠員補充】

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 【解任】

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### 【報酬等】

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### 【顧問】

- 第20条 この法人に顧問をおくことができる。顧問は理事会の決定により代表理事が嘱任し、嘱任の時からその任期は2年とする。顧問は若干名とする。顧問はこの法人の運営に関し協力をするとともに助言を行うものとする。

#### 【事務局及び職員】

- 第21条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。
  - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

## 総会

#### 【種別】

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 【構成】

- 第23条 総会は、この法人の正会員をもって構成する。

#### 【権能】

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他理事会で庶務処理上重要と認められた運営に関する重要事項

#### 【開催】

##### 第25条

通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

#### 【招集】

##### 第26条

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### 【議長】

##### 第27条

総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

#### 【定足数】

##### 第28条

総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 【議決】

##### 第29条

総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

#### 【表決権等】

##### 第30条

各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 【議事録】

##### 第31条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印しなければならない。

## 理事会

### 【構成】

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

### 【権能】

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 社員以外の会員の種類、その要件や会費の額
- (5) 事業計画・収支予算の決定及びその変更
- (6) 役員その他の役職者の職務・報酬
- (7) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (8) 職員の職務・報酬
- (9) 財産の処分
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### 【開催】

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### 【招集】

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

### 【議長】

第36条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

【議決】

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【表決権等】

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名、書面表決者にあつては、その旨を付記すること。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 資産及び会計

【資産の構成】

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

【資産の区分】

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

【資産の管理】

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別

に定める。

#### 【会計の原則】

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 【会計の区分】

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

#### 【事業計画及び予算】

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### 【暫定予算】

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 【予算の追加または更生】

第47条 予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加、または更生をすることができる。

#### 【予備費の設定及び使用】

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 【事業報告及び決算】

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 【事業年度】

第50条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

#### 【臨機の措置】

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 定款の変更、解散及び合併

#### 【定款の変更】

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上多数による議決を経、必要に応じ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

#### 【解散】



- 第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときには、必要に応じて、所轄庁の認定を得なければならない。

**【残余財産の帰属】**

- 第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決したものに譲渡するものとする。

**【合併】**

- 第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

**公告の方法**

**【公告の方法】**

- 第56条 この法人の公告は、広報媒体（Webサイトなど）に掲載するとともに官報に掲載して行う。

**雑則**

**【細則】**

- 第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

**附則**

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
代表理事：藤平昌寿  
副代表理事：碓氷光正  
理事：高橋温  
同：荒川恒昭  
同：碓氷祥世  
監事：高野憲一  
同：高梨陽実
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成

立の日から平成19年9月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から、平成18年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず下記の種別ごとに次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員 3,000 円

賛助会員 なし

特別会員 なし

(2) 年会費

正会員 3,000 円 / 口 (1 口以上)

賛助会員 1,000 円 / 口 (1 口以上)

特別会員 なし